**平成２４年（フ）第４９号**
石川県鳳珠郡能登町藤波ノ字９番地13
債務者　田下　智子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第５０号**
金沢市諸江町中丁158－１　武蔵野ビル203号室、住民票上の住所石川県鳳珠郡能登町藤波ノ字９番地13
債務者　田下　隆義
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２４年（フ）第５０３号**
大阪府和泉市王子町２丁目13番27号、前住所大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁７番９号
債務者　井上　静子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第５８３号**
大阪府阪南市石田609番地の９
債務者　谷口　浩子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第５８７号**
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番７―603号
債務者　井上　英子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第５９１号**
大阪府岸和田市土生町639番地の１
債務者　白戸つね子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６０１号**
大阪府泉大津市助松町３丁目１番25―306号
債務者　森川まゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６０９号**
大阪府岸和田市池尻町46番地の１アヴニール久米田305号
債務者　西村智香子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６１０号**
大阪府泉佐野市鶴原940番地の３、前住所和歌山県紀の川市粉河2219番地
債務者　阪上　理恵（旧姓戸口）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６１３号**
大阪府泉大津市昭和町５番46―20Ｂ号
債務者　山田　　綾
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６１４号**
大阪府和泉市伯太町３丁目１番49号
債務者　尼崎　　淳
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６１５号**
大阪府貝塚市澤573番地12
債務者　向門　芳子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６１８号**
大阪府岸和田市藤井町２丁目２番７号
債務者　細川　裕美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６１９号**
大阪府泉佐野市高松北１丁目２番13号南海マンション307、前住所大阪府泉佐野市野出町16番11号
債務者　山平みづき（旧姓角）
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６２０号**
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目11番25号ロイヤルコーポ忠岡401、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目15番23―１号
債務者　結城　欣子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６２７号**
大阪府泉南市樽井８丁目14番16―102号、前住所大阪府阪南市南山中314番地の10
債務者　谷口　義幸
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第１７２号**
香川県高松市仏生山町甲2746番地13
債務者　山本　　寛
1　決定年月日時　平成24年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係